

指定介護サービス事業所 管理者
介護保険施設 施設長 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

令和 7 年度 介護職員等処遇改善加算の実績報告について（通知）

令和 7 年度介護職員等処遇改善加算の実績報告について、下記のとおり、書類提出をお願いします。

なお、様式については、必ず令和 7 年度の福岡市様式にて提出をお願いします。

記

1 提出期限

令和 8 年 7 月 31 日（金）（必着）

2 提出書類

介護職員等処遇改善加算実績報告書（高齢）

3 提出様式

市ホームページからダウンロードしてください。

【掲載先】

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ
> 各種手続き・運営指導に関すること > 介護報酬に関する届出（加算・減算）
> 2 介護職員等処遇改善加算の届出 > 2-2 実績報告 > 【提出書類】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigohousyu.html#kj2>

4 届出受付専用ホームページ

今回の届出にかかる専用ホームページを作成していますので、こちらから届出を行ってください。また、本加算、報告書に係る問い合わせについては、専用ホームページでの受付となります。

届出専用ホームページ URL :

<https://30964eb0.form.kintoneapp.com/public/a55c002fe198d16c40f8e0c797cb60d5a4163449e4bc3456183e7b721e2e79f0>

お問い合わせ用 URL :

<https://30964eb0.form.kintoneapp.com/public/def00000d7bd2451d14640acc327ddac9e7496eb32964f9ceb2f0b9496b29241>

- 今回の届出に係る受付等業務を株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターに委託しています。
- **当課及び株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターへの書類郵送・持ち込みは受理できません**のでご了承ください。
- **電話・メールでの問い合わせは受け付けておりません**ので、ご了承ください。
- 回答までにお時間をいただくことがあります。

5 留意事項

- (1) 実績報告書を入力する際には、**色付きセルのみ記入**してください。色付きセル以外は入力できません。
- (2) 複数の事業所をまとめて届出している中に、**福岡市の所管以外の事業所が含まれる場合には、その事業所を所管する保険者に対しても報告が必要**になります。なお、記載は指定権者ごとに分けて記載をお願いします。
- (3) 実績報告書以外の根拠資料については、実績報告書と併せて、5年間保存してください。
- (4) **虚偽の実績報告や不正請求があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合があります。**
- (5) 当該加算の算定要件は、**賃金改善額が加算による収入額を上回ること**となっています。要件を満たしていないことが確認された場合は、全額返還となりますので、**加算による収入は必ず全額を賃金改善に充ててください。**
- (6) **介護予防サービスおよび総合事業を本体と一体的に行っている事業所であっても、本体と予防と分けて記載をお願いします。**計画書のシート「基本情報入力シート」の中のサービス名について、介護予防訪問サービスについては、「訪問型サービス（独自）」を、介護予防通所サービスについては、「通所型サービス（独自）」を選択してください。

【本通知に係る問い合わせ先】

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課

電話：711-4257 FAX：726-3328